

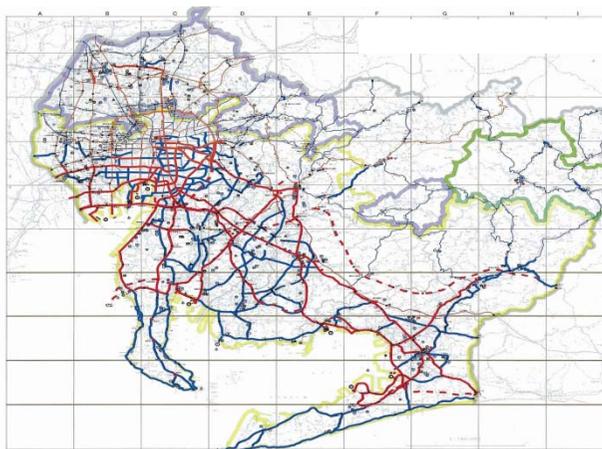
地震対策に関する行政評価・監視

- 緊急輸送路の確保対策等を中心として -

＜評価・監視結果に基づく通知＞

総務省中部管区行政評価局（局長：新井 英男）は、平成18年6月から10月にかけて標記行政評価・監視を実施し、その結果に基づき、平成18年10月12日、中部地方整備局に対して改善すべき事項を通知しました。

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、合規性・適正性・有効性・効率性などの観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。



総務省 中部管区行政評価局

概 略

背景

- 東海地方では東海地震、東南海・南海地震が発生する可能性が極めて高いと想定されており、東海地方の多くの市町村が、平成14年4月、東海地震に係る地震防災対策強化地域に追加指定、また、15年12月には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定

東海地震に係る地震防災対策強化地域

愛知県: 名古屋市など58市町村
静岡県: 静岡市など74市町村(全域)
三重県: 伊勢市など18市町村

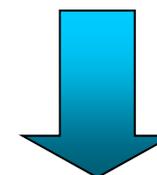
東南海・南海地震防災対策推進地域

愛知県: 名古屋市など78市町村
静岡県: 静岡市など36市町村
三重県: 津市など66市町村(全域)

- 国は防災基本計画等を策定し、各種地震防災施策を推進
防災基本計画等では、救命・救急活動その他の応急復旧活動の実施にあたり、緊急輸送路確保が最優先事項

この行政評価・監視は、国民の地震に対する安全・安心を確保する観点から、緊急輸送路の確保対策等の実態を調査し、その改善に資するために実施

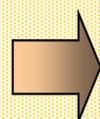
調査対象: 中部地方整備局(6国道事務所を含む。)、愛知県、静岡県、三重県、名古屋市、静岡市等



行政評価・監視の概要

緊急輸送道路等に関して次の改善すべき事項を通知

- 1 緊急用河川敷道路、船着場の整備の推進
- 2 道路災害情報共有システムの一元化の推進等
- 3 非常参集訓練の的確な実施
- 4 浮体式防災基地の運用訓練の実施
- 5 緊急通行車両の事前届出の推進
- 6 津波情報の的確な提供



通知先: 中部地方整備局長
通知日: 平成18年10月12日

※ 愛知県、静岡県、三重県、名古屋市、静岡市及び中日本高速道路株式会社等にも参考通知

1 緊急用河川敷道路、船着場の整備の推進

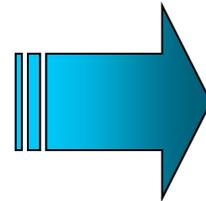
制度・仕組み

- 庄内川の緊急用河川敷道路は、災害発生時に、市街地の一般道路が麻痺した場合でも、緊急時の避難や、名古屋港まで大型船で輸送された救援物資等を、河川に設置された船着場での荷揚げにより、河川敷道路から流域各地に緊急輸送することを目的とした施設
- 昭和52年度から整備が始まり、緊急用河川敷道路(計画延長19.9km)と2箇所の船着場を整備中

調査結果

- 緊急輸送路としての役割・機能を果たし得ない現状

- ・ 緊急用河川敷道路(中部地方整備局庄内川河川事務所管轄)の整備は、整備開始後30年経過した現在でも約50%の進捗率で、かつ、整備済区間と未整備区間が混在
- ・ 設置された船着場は、接岸箇所全体にわたって土砂が堆積し、船の接岸が困難



改善通知要旨

- 緊急用河川敷道路について、その機能が十分に発揮されるよう早期に計画的な整備を行うこと
- 船着場については、震災時に支障なく利用できるよう適切な管理を行うよう河川事務所を指導すること

2 道路災害情報共有システムの一元化の推進等

制度・仕組み

- 中部地方整備局では、緊急輸送道路の被災情報等を地図情報に表示し、各道路管理者間において通行止、迂回路等の最新情報を共有し、相互に連携して迅速な対応に資することとして、道路震災情報共有システム等を開発
- これら道路情報は、平常時には工事規制情報や通行規制情報、発災時には被災情報等をインターネットにより一般道路利用者に対しても提供

調査結果

- システムによる各道路管理者間における情報の共有化が不十分
- 道路利用者に対する地図情報等の一層の充実が必要

- ・ 道路管理者において①システムが未導入、②導入されているが運用されていない及び③異なるシステム間のインターフェース化が図られていないため、表示されない道路があり、情報の一元化・共有化が限定的
- ※情報の一元化・共有化が図られていない道路
東名、名神等高速道路
名古屋高速道路
知多半島道路
セントレアライン 等
- ・ 道路利用者に対しインターネットで提供されている地図情報は縮尺が小さいなど不便

改善通知要旨

- 緊急輸送道路に指定されている重要な幹線道路の道路管理者と連携、調整し、道路災害情報共有システムの導入又は既整備システムとのインターフェース化を推進すること
- より詳細な市街地地図の提供など分かりやすく、利便性の高いものとなるよう不断の見直しを行うこと

3 非常参集訓練の的確な実施

制度・仕組み

- 災害の種類、規模等に応じた職員の動員体制を整備。勤務時間外(夜間、休日等)については、予め動員予定者を指名し非常参集(中部地方整備局災害対策本部運営要領)
- 非常参集訓練を年1回以上実施(同局防災業務計画)

調査結果

- 公共交通機関の途絶を想定した非常参集訓練が未実施

- ・ 中部地方整備局(本局、港湾空港部)及び抽出3事務所のうち2事務所は勤務時間外での公共交通機関途絶を想定した非常参集訓練が未実施
〔未実施の1事務所の場合、警戒体制発令時の動員予定者の半数以上が平常時の通勤時間1時間以上の遠距離通勤者〕
なお、地方公共団体(愛知県など5縣市)では、毎年1回以上実施

改善通知要旨

- 初動体制の実践による検証を行う観点から、勤務時間外での公共交通機関途絶を想定した非常参集訓練を実施すること

4 浮体式防災基地の運用訓練の実施

制度・仕組み

- 浮体式防災基地(通称:ミニフロート)は、被災地に曳航し、海上輸送の係留施設兼海上防災基地として被災地の支援活動を実施
- 当該基地は、中部地方整備局により名古屋港に平成11年度に設置され、2つの施設(A函、B函)からなり、単独でも、連結しても運用可能

調査結果

- 2つの施設のうち1施設(B函)については、訓練実績なし

- ・ A函の運用訓練は過去3回行われ、改善を要する課題等が検証されているが、設置場所が異なるB函については設置後、引き出し、曳航等の移動の実績がなく、机上訓練を含め、訓練が未実施

改善通知要旨

- 震災発生時に浮体式防災基地が支障なく円滑に運用できるよう、運用訓練を適切に実施すること

5 緊急通行車両の事前届出の推進

制度・仕組み

- 災害発生時における緊急通行車両等について事前の届出制度あり
- 道路の応急復旧等の活動に携わる建設業者等の車両についても道路管理者が届出ることが基本

調査結果

- 緊急通行車両等の事前届出が不十分

・ 中部地方整備局の抽出3事務所では、事務所保有の車両については、事前届出が行われているが、うち2事務所では、応急復旧等に携わる建設業者等の車両については、届出なし又は一部のみ届出

改善通知要旨

- 応急復旧等の活動に携わる建設業者等の使用車両についても、緊急通行車両としての事前届出が推進されるよう各事務所を指導すること

6 津波情報の的確な提供

制度・仕組み

- 津波警報発令時には、道路利用者に対し、道路情報提供装置による情報提供等を実施し、津波による被害の危険区域への侵入を控えるよう呼びかけること(国土交通省防災業務計画)
- 津波警報発令時の対応を想定津波浸水区域ごとに明確にしておくこと(同省内部監査時の指摘事項)

・ 中部地方整備局の抽出3事務所では、道路情報板による情報提供について、表示する情報板の特定や表示内容・方法等の具体的な措置については未定

改善通知要旨

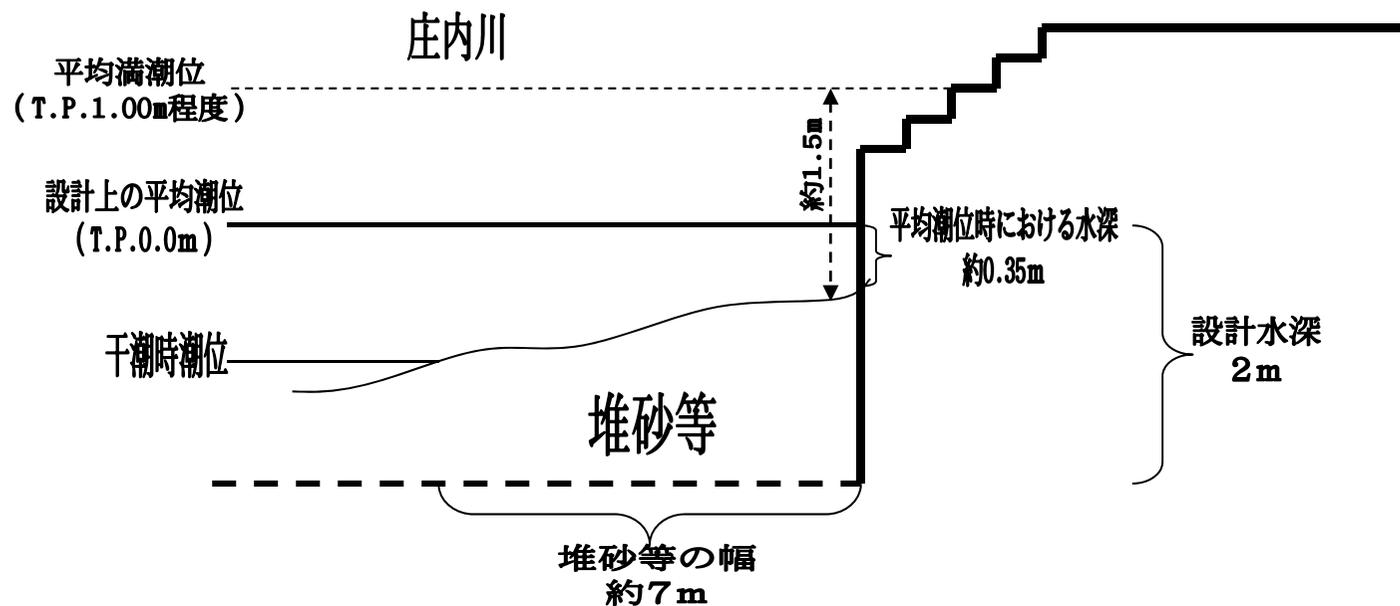
- 表示する道路情報板の特定、内容・方法等について、津波浸水想定区間ごとに明確化するよう関係事務所に周知すること

資料

干潮時における堆砂等の状況



一色船着場全景



(注) 干潮時潮位は、当局現地調査時点における潮位。